

長崎市告示第474号

長崎市人材確保支援費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月29日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市人材確保支援費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市人材確保支援費補助金交付要綱（令和3年長崎市告示第229号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 補助対象事業の区分及び補助対象経費は、別表第1及び別表第2のとおりとし、同一の者（みなし同一企業等を含む。）に対する補助回数は1回を限度とする。<u>ただし、長崎県魅力ある職場づくり推進補助金（長崎県魅力ある職場づくり推進補助金実施要綱（令和8年5月19日施行）第1条に規定する長崎県魅力ある職場づくり推進補助金をいう。以下同じ。）の交付を受けるときは、補助対象経費から当該補助金の額を差し引かなければならない。</u></p> <p>3 国、県、市等の助成制度による他の補助金等（<u>長崎県魅力ある職場づくり推進補助金を除く。</u>）の交付を受ける事業については、</p>	<p>(補助対象事業等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 補助対象事業の区分及び補助対象経費は、別表第1及び別表第2のとおりとし、同一の者（みなし同一企業等を含む。）に対する補助回数は1回を限度とする。</p> <p>3 国、県、市等の助成制度による他の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象としない。</p>

補助対象としない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。